

資料 3

「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討における新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）に対する意見聴取について」に対する関係河川使用者及び関係地方公共団体からの回答について

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

長野県建設部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

岐阜県県土整備部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

岐阜県都市建築部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

岐阜県農政部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

愛知県建設局長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

愛知県企業庁長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

三重県地域連携・交通部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

三重県企業庁長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

名古屋市上下水道局長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

農林水産省東海農政局 農村振興部長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

高山市長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

恵那市長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第43号
中ダ第43号
令和6年2月9日

各務原市長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

一宮市水道事業等管理者 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

川西北部土地改良区 理事長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

東沓部土地改良区 理事長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

関西電力株式会社
取締役代表執行役社長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

中部電力株式会社
代表取締役社長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

王子エフテックス株式会社
取締役執行役員 中津工場長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

国部整河環第34号
中ダ第38号
令和6年2月2日

東洋紡株式会社
犬山工場長 殿

国土交通省中部地方整備局 河川部長
独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)

平素より、国土交通行政及び水資源機構事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

標記について、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、国土交通大臣の指示により、ダム事業の検証に係る検討を実施しているところです。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成27年10月28日付)に基づき別添のとおり意見を聴取いたしますので、ご協力をお願いします。

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討における新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対する意見聴取について

国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討を進めています。

このため、中部地方整備局及び水資源機構では、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、木曽川水系連絡導水路事業の目的としている新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）について、目的別に複数の対策案を立案しました。

これら複数の対策案に対して、本検討の場の構成員並びに一般の皆様から頂いたご意見を参考に、概略評価による抽出を実施しています。

今後、上記実施要領細目に基づき、評価軸毎の評価、目的別の総合評価について検討することとしています。

つきましては、概略検討により抽出した対策案の評価に向け、対策案それぞれについて貴職の意見を伺わせていただきます。

なお、本対策案については、対策案に係わる関係河川使用者、関係自治体、土地所有者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である中部地方整備局及び水資源機構が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

【ご意見を頂く対策案】

1. 利水対策案

- ①現計画 : 木曽川水系連絡導水路
- ②対策案2 : ダム再開発
- ③対策案3 : 他用途ダム容量の買い上げ
- ④対策案5 : 利水単独導水施設
- ⑤対策案6 : 地下水取水
- ⑥対策案9 : ダム使用権等の振替
- ⑦対策案10 : 既得水利の合理化・転用

2. 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案

- ①現計画 : 木曽川水系連絡導水路
- ②対策案2 : ダム再開発
- ③対策案3 : 他用途ダム容量の買い上げ
- ④対策案5 : 治水単独導水施設
- ⑤対策案7 : ため池
- ⑥対策案8 : ダム使用権等の振替
- ⑦対策案9 : 既得水利の合理化・転用

3. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予めご承知おき下さい。

4. ご回答期限

令和6年2月29日（木）迄とさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目2番1号

独立行政法人水資源機構中部支社 事業部 ダム事業課

TEL(代) 052-231-7541

FAX 052-231-7546

(別添2：意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	
② 担当者名	
③ 連絡先（電話）	
④ ご意見	



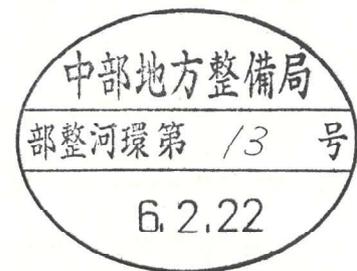
5河第 452 号
令和 6 年 (2024 年) 2 月 22 日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

長野県 建設部長

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和 6 年 2 月 2 日付け国部整河環第 34 号、中夕第 38 号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり回答致します。



問合せ先

担当 長野県 建設部 河川課 計画調査係

電話

FAX

E-mail



5河第 452 号
令和 6 年 (2024 年) 2 月 22 日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

長野県 建設部長

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和 6 年 2 月 2 日付け国部整河環第 34 号、中夕第 38 号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり回答致します。



問合せ先	
担当	長野県 建設部 河川課 計画調査係 [Redacted]
電話	[Redacted]
FAX	[Redacted]
E-mail	[Redacted]

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	長野県 建設部
② 担当者名	河川課 計画調査係 [REDACTED]
③ 連絡先（電話）	[REDACTED]
④ ご意見	<p>2. 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案 ⑤対策案7：ため池</p> <p>木曽川及び長良川上流域において、新規にため池を約4,500箇所、容量約4,000万m³を確保するとしているが、長野県内で農業用ため池が約1,900箇所、容量約3,000万m³であることを鑑みると、新規に整備するため池が県内だけではないとしても、急峻な地形の県内の木曽川流域に一定程度のため池を整備することは、用地の確保や設置後の維持管理に関する調整など、多くの課題があると考えられるため、十分な検討をされたい。</p>

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	岐阜県県土整備部
② 担当者名	岐阜県県土整備部河川課 ■■■■■
③ 連絡先（電話）	■■■■■（内線 ■■■■）
④ 意見	<p>1. 新規利水対策案</p> <p>①現計画：木曾川水系連絡導水路 既に徳山ダムに確保された利水容量及び渇水対策容量を使用するもので、実現性、コストの観点から他の対策案に比べ優位である。</p> <p>②対策案2：ダム再開発 秋神ダム・笠置ダム・大井ダムのかさ上げに伴う水没範囲の拡大により、新たな家屋移転が約120戸発生する等、地域に多大な社会的影響が生じることに加え、その調整には多大な時間を要することから現計画に劣る。</p> <p>③対策案3：他用途ダム容量の買い上げ 2050年カーボンニュートラル達成が求められる現代において、県でも「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた取組を行っており、水力発電を含む再生可能エネルギーの拡大が重要と考えている。このような中、発電専用ダムの容量を買い上げることとなる本対策案は慎重な検討が必要である。</p> <p>④対策案5：利水単独導水施設 現計画に対し、単に利水と治水を別々に整備する案で、現計画よりコスト高となり、対策案として不適切である。</p>

2. 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案

①現計画：木曾川水系連絡導水路

既に徳山ダムに確保された利水容量及び渇水対策容量を使用するもので、実現性、コストの観点から他の対策案に比べ優位である。

②対策案2：ダム再開発

秋神ダムのかさ上げに伴う水没範囲の拡大により、新たな家屋移転が約40戸発生する等、地域に多大な社会的影響が生じることに加え、その調整には多大な時間を要することから現計画に劣る。

③対策案3：他用途ダム容量の買い上げ

2050年カーボンニュートラル達成が求められる現代において、県でも「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた取組を行っており、水力発電を含む再生可能エネルギーの拡大が重要と考えている。このような中、発電専用ダムの容量を買い上げることとなる本対策案は慎重な検討が必要である。

④対策案5：治水単独導水施設

現計画に対し、単に利水と治水を別々に整備する案で、現計画よりコスト高となり、対策案として不適切である。

⑤対策案7：ため池

約4,500箇所のため池を配置することは、膨大な用地が必要となり、優良農地等の提供など地域に多大な社会的影響が生じることに加え、国等が設置するため池の維持管理や運用等は、地元市町村への委託が想定されること、その数が膨大となることから、実現性に欠ける。

⑥対策案8：ダム使用权等の振替

渇水時における単純な水の循環利用であり、河川の水質悪化が懸念される。また、水処理を行ったとしても、さらなるコスト高となるため、いずれにしても現計画に劣る。

3. 全般について

- ・河川や地下水などの環境に関心が高い地域が多いため、今後の評価にあたっては十分に配慮し検討していただきたい。
- ・事業停滞から14年以上が経過しているため、国と水資源機構が主体となって関係者へ丁寧に説明し、認識を共有しながら、速やかに検証を終えていただきたい。
- ・当県は上流水源県として、これまで豊かな森林を保全し、そこで育まれる清流を、下流域の方々に安心して使っていただけるよう心を砕いてきた。特に徳山ダムの建設に際し、旧徳山村の全戸移転という大変大きな犠牲を払いつつ、「濃尾の水瓶」として、中部圏全体の発展のために努力をしてきたことを改めて申し上げる。

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	岐阜県都市建築部
② 担当者名	1) 水資源課 ██████████ 2) 水道企業課 ██████████
③ 連絡先 (電話)	1) ██████████ 2) ██████████
④ ご意見	<p>すべての代替の対策案に比べ、現計画（木曾川水系連絡導水路）が優位である。内容については、以下のとおり。</p> <p>1. 新規利水対策案</p> <p>①現計画：木曾川水系連絡導水路 岐阜県では平成6、7年と連続して渇水に見舞われ、東濃、可茂地域において深刻な被害を受けた。これに対し、中部地方水供給リスク管理検討会の中間とりまとめにおいては、導水路を活用した場合の、平成6年渇水相当の影響の軽減が明示され、現計画の必要性が補強されたところである。 また、現計画では徳山ダムと木曾川上流ダム群を一体的に運用し、木曾川上流ダム群の貯留水を極力温存する水系総合運用が可能となる他、渇水時以外においても各利水者にとって大いに有効であると思われる。</p> <p>②対策案2：ダム再開発（水力発電ダム(3ダム)の嵩上げ) ダムの嵩上げに伴う水没範囲の拡大により、水没する土地の所有者や発電事業者等の同意が必要である等、不確定要素が多い。また、地域に多大な社会的影響が生じるため、現計画に劣る。 加えて、徳山ダムに確保された揖斐川の水を利用できず、木曾川流域の降雨のみを利用するものであるため、現計画に比べて渇水のリスクが高まり、渇水被害軽減効果が劣ると想定される。</p> <p>③対策案3：他用途ダム容量の買上げ（木曾川流域の水力発電ダム(24ダム)の容量買上げ) 発電事業者等の同意が必要である等、不確定要素が多い。 水力発電の電力量が減少し、関係市町村への電源立地地域対策交付金が減額となる恐れがあり、同意できない。 徳山ダムに確保された揖斐川の水を利用できず、木曾川流域の降雨のみを利用するものであるため、現計画に比べて渇水のリスクが高まり、渇水被害軽減効果が劣ると想定される。</p> <p>④対策案5：利水単独導水施設（現計画の利水単独分の導水路施設） 現計画に比べて、導水量あたりの整備費が増加する。</p> <p>⑤対策案6：地下水取水（愛知県内における井戸設置(約430本)） 当案は本県を含む濃尾平野の地下水量が減少し、地下水の利用が困難となることや、</p>

地下水位が低下し、地盤沈下を進行させることが懸念される。

当県の平野部では、過去に地下水の過剰揚水が原因とされる地盤沈下が発生したため、地盤沈下等対策上の観測地域に指定されている。また、県や自治体では地下水位の観測や揚水量の制限等によって地盤沈下の抑制に努めているが、現在もわずかながら沈下が続いている。

⑥対策案9：ダム使用権等の振替（長良川河口堰開発水量の未利用水の振替）

長良川河口堰付近から既設浄水場への導水施設の設置にあたり、導水施設の起終点部やポンプ場周辺の土地所有者、河口堰の利水参画者、浄水施設管理者の同意が必要である等、不確定要素が多い。

また、徳山ダムに確保された揖斐川の水は利用できないため、現計画に比べて渇水のリスクが高まり、渇水被害軽減効果が劣ると想定される。

⑦対策案10：既得水利の合理化・転用（木曾川の主な水利（農水・上水・工水）の転用）

現在、県営水道が有している水利使用許可は、需要予測に基づく水量により許可を得ており、現時点において余剰水利はなく、また、漏水等によるロスも発生しておらず、転用可能な水量は発生していないため、既得水利の合理化・転用は困難である。

2. 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案

①現計画：木曾川水系連絡導水路

岐阜県では平成6、7年と連続して渇水に見舞われ、東濃、可茂地域において深刻な被害を受けた。これに対し、中部地方水供給リスク管理検討会の中間とりまとめにおいては、導水路を活用した場合の、平成6年渇水相当の影響の軽減が明示され、現計画の必要性が補強されたところである。

また、現計画では徳山ダムと木曾川上流ダム群を一体的に運用し、木曾川上流ダム群の貯留水を極力温存する水系総合運用が可能となる他、渇水時以外においても各利水者にとって大いに有効であると思われる。

②対策案2：ダム再開発（水力発電ダム（1ダム）の嵩上げ、導水施設）

ダムの嵩上げに伴う水没範囲の拡大により、水没する土地の所有者や発電事業者等の同意が必要である等、不確定要素が多い。また、地域に多大な社会的影響が生じるため、現計画に劣る。

加えて、徳山ダムに確保された揖斐川の水を利用できず、木曾川流域の降雨のみを利用するものであるため、現計画に比べて渇水のリスクが高まり、渇水被害軽減効果が劣ると想定される。

③対策案3：他用途ダム容量の買上げ（木曾川及び長良川流域の水力発電ダム（25ダム）の容量買上げ、導水施設）

発電事業者等の同意が必要である等、不確定要素が多い。

水力発電の電力量が減少し、関係市町村への電源立地地域対策交付金が減額となる恐れがあり、同意できない。

徳山ダムに確保された揖斐川の水を利用できず、木曾川流域の降雨のみを利用するものであるため、現計画に比べて渇水のリスクが高まり、渇水被害軽減効果が劣ると想定される。

④対策案5：治水単独導水施設（現計画の治水単独分の導水路施設）

現計画に比べて、導水量あたりの整備費が増加する。

⑤対策案7：ため池（木曾川及び長良川中上流域のため池新設（約4,500箇所））

約4,500ヶ所のため池の設置にあたり、土地所有者等の同意が必要である等、不確定要素が多いため、実現性に欠ける。

また、徳山ダムに確保された揖斐川の水を利用できないため、現計画に比べて渇水のリスクが高まり、渇水被害軽減効果が劣ると想定される。

⑥対策案8：ダム使用権等の振替（長良川河口堰開発水量の未利用水の振替、導水施設）

長良川河口堰付近から木曾川、および木曾川から長良川への導水施設の設置にあたり、導水施設の起終点部やポンプ場周辺の土地所有者、河口堰の利水参画者の同意が必要である等、不確定要素が多い。

また、徳山ダムに確保された揖斐川の水は利用できないため、現計画に比べて渇水のリスクが高まり、渇水被害軽減効果が劣ると想定される。

⑦対策案9：既得水利の合理化・転用（木曾川及び長良川の主な水利（農水・上水・工水）の転用）

現在、県営水道が有している水利使用許可は、需要予測に基づく水量により許可を得ており、現時点において余剰水利はなく、また、漏水等によるロスも発生しておらず、転用可能な水量は発生していないため、既得水利の合理化・転用は困難である。

3. 全般について

事業停滞から14年以上が経過しているため、国と水資源機構が主体となって関係者へ丁寧に説明し、認識を共有しながら、速やかに検証を終えていただきたい。

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	岐阜県農政部
② 担当者名	岐阜県農政部農地整備課 ■■■■■
③ 連絡先（電話）	■■■■■
④ ご意見	<p>「2. 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案」 「⑦対策案9：既得水利の合理化・転用」について</p> <p>・関連する農業用水については、営農を行うにあたり必要最低限の取水を行っており、既得水利の合理化・転用は困難です。</p>

5 水資第 1 9 4 号
令和 6 年 2 月 2 9 日

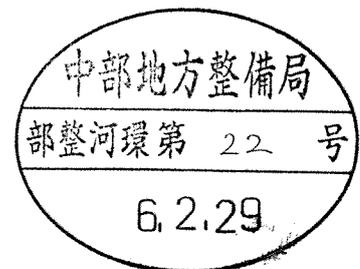
国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

愛知県建設局長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和 6 年 2 月 2 日付け国部整河環第 34 号・中ダ第 38 号の照会について、別紙のと
おり回答します。

担当 水資源課
水資源計画グループ
電話 052-954-6121



5 水資第 1 9 4 号
令和 6 年 2 月 2 9 日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

愛知県建設局長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和 6 年 2 月 2 日付け国部整河環第 34 号・中ダ第 38 号の照会について、別紙のと
おり回答します。

担当 水資源課
水資源計画グループ
電話 XXXXXXXXXX



木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

①団体名	愛知県
②担当者名	建設局水資源課 ■■■■
③連絡先（電話）	■■■■■■■■■■
ご意見	<p>○全般事項【利水】【流水の正常な機能の維持】</p> <p>対策案の多くが、工期、コストとも不明確であり、また、関係者等との調整が課題となっているため、今後、効果等も含めたより詳細な検討をした上で、評価軸に基づく評価を行うこと。</p> <p>さらに、総概算コストについては、建設費、維持管理費等の具体的な内訳についても明示すること。</p> <p>また、対策案における施設位置、規模、利水（導水）計画等、計画内容を明示した上で評価を行うこと。</p>
	<p>○地下水取水【利水】</p> <p>地下水取水については、取水による環境への影響を十分に検討し、安定的な水量の確保、水質の安全性確保、施設設置の実現性も踏まえ、しっかりと評価すること。</p>
	<p>○ため池【流水の正常な機能の維持】</p> <p>新設する対象エリアは岐阜県がほとんどであるが、ため池の新設については、土地所有者との調整、防災面も含めた維持管理なども踏まえ、しっかりと評価すること。</p>

5 水計第 1386-1 号
令和 6 年 2 月 2 9 日

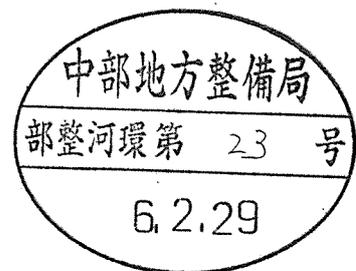
国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

愛知県企業庁長
(公印省略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給)対策案に対する意見聴取について(回答)

令和 6 年 2 月 2 日付け国部整河環第 34 号・中ダ第 38 号の照会について、別紙のとおり回答します。

担当 水道部 水道計画課
水利調整グループ
電話 052-954-6680



5 水計第 1386-1 号
令和 6 年 2 月 29 日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

愛知県企業庁長
(公印省略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について(回答)

令和 6 年 2 月 2 日付け国部整河環第 34 号・中ダ第 38 号の照会について、別紙のとおり回答します。

担当 水道部 水道計画課
水利調整グループ
電話 XXXXXXXXXX



地交 第 02-210 号

令和6年2月28日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

三重県 地域連携・交通部長
(公印省略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常湧水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

平素は三重県行政にご理解とご協力ありがとうございます。つきましては令和6年2月2日付け国部整河環第34号及び中ダ第38号で照会のありました標記の件について、別添意見提出様式のとおり回答いたします。



事務担当

三重県 地域連携・交通部

水資源・地域プロジェクト課

水資源・土地利用班

TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

地交 第 02-210 号
令和6年2月28日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

三重県 地域連携・交通部長
(公印省略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

平素は三重県行政にご理解とご協力ありがとうございます。つきましては令和6年2月2日付け国部整河環第34号及び中ダ第38号で照会のありました標記の件について、別添意見提出様式のとおり回答いたします。



事務担当
三重県 地域連携・交通部
水資源・地域プロジェクト課
水資源・土地利用班 [REDACTED]
TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]
E-mail: [REDACTED]

(別添2：意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対する意見

① 団体名	三重県 地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課
② 担当者名	主幹兼係長 ■■■■■
③ 連絡先（電話）	■■■■■
④ ご意見	<p>1. 利水対策案 ⑥対策案9 : ダム使用権等の振替</p> <p>2. 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案 ⑥対策案8 : ダム使用権等の振替</p> <p>長良川河口堰の水源は、渇水時等の安定的な水供給や災害時の水供給リスクを管理するうえで必要な水資源であり、ダム使用権の振替は困難と考えます。 また、建設コストや維持管理費の総事業費は現計画に比べ不利であり、実現性は低いと考えます。</p>

三企第03-47号

令和6年2月29日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

三重県企業庁長

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号並びに中ダ第38号で照会のありました標記につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当：三重県企業庁

水道事業課事業経営班

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

工業用水道事業課事業経営班

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]



三企第03-47号
令和6年2月29日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

三重県企業庁長

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号並びに中ダ第38号で照会のありました標記につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当：三重県企業庁

水道事業課事業経営班

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

工業用水道事業課事業経営班

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]



木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	三重県企業庁
② 担当者名	水道事業課 [REDACTED] 工業用水道事業課 [REDACTED]
③ 連絡先（電話）	水道事業課 [REDACTED] 工業用水道事業課 [REDACTED]
④ ご意見	<p>2. 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案 ⑦対策案9：既得水利の合理化・転用</p> <p>◆北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）について 長良川河口堰を水源とする北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）は、「北部広域圏広域的水道整備計画」及び三重県と受水市が締結した協定書で定められた計画一日最大給水量に基づいて三重県企業庁が実施しています。 当該事業については、受水市の需要に応じて無駄のない水管理を行っています。</p> <p>また、受水市においては、自己水源で渇水や水質事故等が発生した時は安定給水のため、当該事業の受水量を増やして対応しています。</p> <p>このため、当該事業の水利権量は余裕がない状況であり、検討されている既得水利の合理化・転用は極めて困難と考えます。</p> <p>◆北伊勢工業用水道事業について 北伊勢工業用水道事業の水源である長良川は、河口堰の稼働により塩害が解消され、淡水を安定的に取水できるようになったことから、浄水場やポンプ所などの主要施設を耐震化するとともに、導・配水管など老朽化施設の更新や修繕工事を行い、現在は、木曾川用水とともに同事業にとって必要不可欠な基幹水源となっています。このため、検討されている既得水利の合理化・転用は極めて困難と考えます。</p>

5 上計水第 1 1 号
令和 6 年 2 月 2 8 日

国土交通省中部地方整備局 河川部長
高橋 伸輔 様

独立行政法人水資源機構中部支社長
桑原 耕一 様

名古屋市上下水道局長
横地 玉和

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和 6 年 2 月 2 日付、国部整河環第 3 4 号、中ダ第 3 8 号で照会のありました見出しの件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

[担当]

上下水道局水道計画課

利水係

TEL



5 上計水第 1 1 号
令和 6 年 2 月 2 8 日

国土交通省中部地方整備局 河川部長
高橋 伸輔 様

独立行政法人水資源機構中部支社長
桑原 耕一 様

名古屋市上下水道局長
横地 玉和

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和 6 年 2 月 2 日付、国部整河環第 3 4 号、中ダ第 3 8 号で照会のありました見出しの件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



[担当]

上下水道局水道計画課

利水係

TEL

渇水時にも安定した給水サービスを継続するために必要であると認識しています。

■流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案

⑥ 対策案8 ダム使用権等の振替

- ・本市では、水源をめぐる多様なリスクに対応するため、木曾川のほかにも水源を確保し、水源の多系統化を進めています。本案の場合、水源の多系統化を図ることができません。

⑦ 対策案9 既得水利の合理化・転用

- ・本市が木曾川で取水する水利についてはいずれも取水実績があります。また、渇水時にも安定した給水サービスを継続するために必要であると認識しています。

5海振第1718号

令和6年2月29日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

農林水産省東海農政局
農村振興部長

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対する意見聴取について（回答）

令和6年2月2日付国部整河環第34号、中ダ第38号で照会のあった標記の件について、別添のとおり意見を提出します。

問合せ先

東海農政局農村振興部

洪水調節機能強化対策官

設計課 水資源開発係長

〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2

電 話



5海振第1718号
令和6年2月29日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

農林水産省東海農政局
農村振興部長

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対する意見聴取について（回答）

令和6年2月2日付国部整河環第34号、中ダ第38号で照会のあった標記の件について、別添のとおり意見を提出します。

問合せ先

東海農政局農村振興部

洪水調節機能強化対策官

設計課 水資源開発係長

〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2

電話



木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	農林水産省東海農政局 農村振興部
② 担当者名	農村振興部 洪水調節機能強化対策官 [REDACTED]
③ 連絡先（電話）	[REDACTED]
④ 意見	<p>1. 利水対策案 ⑦対策案 10：既得水利の合理化・転用</p> <p>2. 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案 ⑦対策案 9：既得水利の合理化・転用</p> <p>農業用水は、営農に必要となる最低限の用水量となっています。 水管理については、水路の漏水対策を行うほか、農業用水の反復利用や番水を行い、節水に努めております。 したがって、既得水利の合理化・転用は困難です。</p>

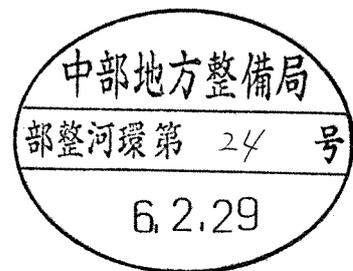
中防第103号
令和6年2月29日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号、中ダ第38号にて照会のありました標記に
件について、別紙のとおり回答します。



中防第103号
令和6年2月29日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

独立行政法人水資源機構 中部支社長
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号、中ダ第38号にて照会のありました標記に
件について、別紙のとおり回答します。



(別添2：意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	独立行政法人水資源機構
② 担当者名	中部支社事業部 水管理・防災課長 ■■■■■
③ 連絡先（電話）	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-1（■■■■■）
④ ご意見	<p>1. 利水対策案⑥対策案9、2. 流水の正常な機能の維持対策案⑥対策案8「ダム使用権等の振替」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案については、関係利水者の意見を尊重した対応が必要と考えます。 <p>1. 利水対策案⑦対策案10、2. 流水の正常な機能の維持対策案⑦対策案9「既得水利の合理化・転用」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水資源機構が管理し、木曽川、長良川に依存する各水利は、必要となる最低限の水利量の確保となっています。 ・都市用水では、月ごとに使用量の申込みを受け、また、農業用水では、作付や生育状況、ため池貯水量などに応じて毎日の必要量の申込みを受け、河川からの取水に加え、ダム、調整池等からの補給や、ポンプ運転をきめ細かく調整していて、効率的で無駄のない水管理を行っています。 ・このように合理的かつ効率的な水管理を行いながらも、年によっては降水量の変動等により、依然渇水が生じています。近年の気候変動により、無降雨日数の増加が懸念されていることを考えると、水供給に余裕がないなかで水利の転用・合理化を行うことは困難と考えます。

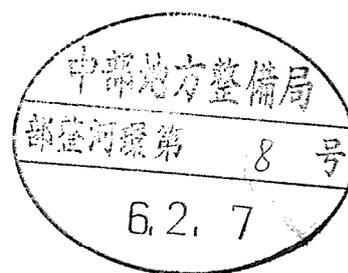
5農務第1159号
令和6年2月6日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

高山市長 田中 明
(公印省略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見徴収について (回答)

令和6年2月2日付け 国部整河環第34号・中ダ第38号で依頼のあったことについて、別紙のとおり回答いたします。



担当

高山市農政部農務課

課長

農業土木係長

TEL [redacted] (内線 [redacted])

FAX [redacted]

5農務第1159号
令和6年2月6日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

高山市長 田中 明
(公印省略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見徴収について (回答)

令和6年2月2日付け 国部整河環第34号・中夕第38号で依頼のあったことについて、別紙のとおり回答いたします。

担当

高山市農政部農務課

課長

農業土木係長

TEL (内線)

FAX



木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	高山市									
② 担当者名	農政部 農務課長 [REDACTED] 農政部 農務課 農業土木係長 [REDACTED]									
③ 連絡先（電話）	[REDACTED]（内線 [REDACTED]）									
④ ご意見	<p>1. 意見を述べる対策案</p> <ul style="list-style-type: none">・対策案10：既得水利の合理化・転用 <p>2. 関係する既得水利</p> <p style="text-align: right;">(m³/s)</p> <table border="1"><thead><tr><th>用水名</th><th>用途</th><th>水利権量</th></tr></thead><tbody><tr><td>久々野用水</td><td>農水</td><td>0.787</td></tr><tr><td>柳島用水</td><td>農水</td><td>0.444</td></tr></tbody></table> <p>3. 意見</p> <ul style="list-style-type: none">・既得水利はそれぞれ必要な水であり合理化・転用案には反対である。	用水名	用途	水利権量	久々野用水	農水	0.787	柳島用水	農水	0.444
用水名	用途	水利権量								
久々野用水	農水	0.787								
柳島用水	農水	0.444								

農政第 2883 号

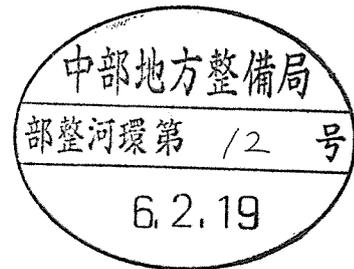
令和 6 年 2 月 19 日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

恵那市長 小坂 喬峰
(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

みだしの件について、令和 6 年 2 月 2 日付け国部整河環第 34 号、並びに中ダ第 38 号に
て依頼がありましたので、別添 2 のとおり回答します。



問合せ先

所属：恵那市 農林部 農政課 農山村保全係

電話： (内線)

Mail :

農政第 2883 号
令和 6 年 2 月 19 日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

恵那市長 小坂 喬 峰
(公 印 省 略)

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

みだしの件について、令和 6 年 2 月 2 日付け国部整河環第 34 号、並びに中ダ第 38 号にて依頼がありましたので、別添 2 のとおり回答します。

問合せ先

所属：恵那市 農林部 農政課 農山村保全係

電話： (内線)

Mail :

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対する意見

1 団体名	恵那市												
2 担当者名	農林部 農政課 農山村保全係 ■■■■												
3 連絡先（電話）	■■■■（内線 ■■■）												
4 意見	<p>1. 意見を述べる対策案</p> <ul style="list-style-type: none">・新規利水対策案（既得水利の合理化・転用） <p>2. 関係する既得水利</p> <p style="text-align: right;">(m³/S)</p> <table border="1"><thead><tr><th>河川名</th><th>用水名（水利使用の件名）</th><th>用途</th><th>水利権量</th></tr></thead><tbody><tr><td>木曾川</td><td>山本用水</td><td>農水</td><td>0.995</td></tr><tr><td>木曾川</td><td>三郷用水</td><td>農水</td><td>0.660</td></tr></tbody></table> <p>3. 意見</p> <ul style="list-style-type: none">・既得水利はそれぞれ必要な水であり、合理化・転用案には反対である。	河川名	用水名（水利使用の件名）	用途	水利権量	木曾川	山本用水	農水	0.995	木曾川	三郷用水	農水	0.660
河川名	用水名（水利使用の件名）	用途	水利権量										
木曾川	山本用水	農水	0.995										
木曾川	三郷用水	農水	0.660										

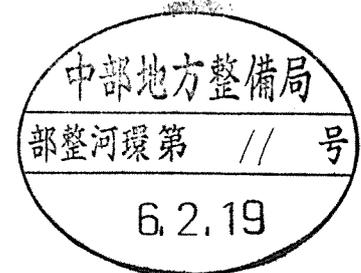
5各管第1040号
令和6年2月16日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

各務原市長 浅野 健司

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月9日付、国部整河環第43号・中ダ第43号で依頼のありました
みだしの件につきまして、別添のとおり提出いたします。



5各管第1040号
令和6年2月16日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

各務原市長 浅野 健司

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月9日付、国部整河環第43号・中ダ第43号で依頼のありましたみだしの件につきまして、別添のとおり提出いたします。



木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	各務原市
② 担当者名	都市建設部 建設管理課長 [REDACTED]
③ 連絡先（電話）	[REDACTED]（内線 [REDACTED]）
④ ご意見	<p>・ 意見を述べる対策案</p> <p>利水対策案 10（既得水利の合理化・転用）</p> <p>流水の正常な機能の維持対策案 9（既得水利の合理化・転用）</p> <p>・ 関係する既得水利</p> <p>用水名：木曾川用水・岐阜中流地区用水（岩屋）</p> <p>用 途：農水</p> <p>水利権量：0.65 (m³/s)</p> <p>・ 意見</p> <p>既得水利は必要な水であり、両者の合理化・転用案には反対である。</p>

5 一宮水調発第 24 号

令和 6 年 2 月 26 日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

一宮市水道事業等管理者

小 塚 重 男

(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対する意見について（回答）

令和 6 年 2 月 2 日付け国部整河環第 34 号、中ダ第 38 号の照会については、別紙のとおり回答します。

連絡先

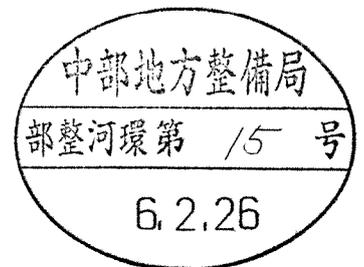
一宮市上下水道部計画調整課

課長 [REDACTED]

電話 : [REDACTED]

FAX : [REDACTED]

E-mail : [REDACTED]



5 一宮水調発第 24 号

令和 6 年 2 月 26 日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

一宮市水道事業等管理者

小 塚 重 男

(公 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対する意見について（回答）

令和 6 年 2 月 2 日付け国部整河環第 34 号、中ダ第 38 号の照会については、別紙のとおり回答します。

連絡先

一宮市上下水道部計画調整課

課長 [REDACTED]

電話 : [REDACTED]

FAX : [REDACTED]

E-mail : [REDACTED]



木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対する意見

① 団体名	一宮市						
② 担当者名	上下水道部 計画調整課長 [REDACTED]						
③ 連絡先（電話）	[REDACTED]						
④ 意見	<p>1. 意見を述べる対策案</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新規利水対策案（既得水利の合理化・転用）・ 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案（既得水利の合理化・転用） <p>2. 関係する既得水利</p> <table border="1"><thead><tr><th>水利使用の件名</th><th>用途</th><th>水利権量 (m³/s)</th></tr></thead><tbody><tr><td>一宮市水道</td><td>上水</td><td>0.464</td></tr></tbody></table> <p>3. 意見</p> <p>既得水利は一宮市水道事業に必要な水源であり、既得水利の合理化・転用には対応できません。</p>	水利使用の件名	用途	水利権量 (m ³ /s)	一宮市水道	上水	0.464
水利使用の件名	用途	水利権量 (m ³ /s)					
一宮市水道	上水	0.464					

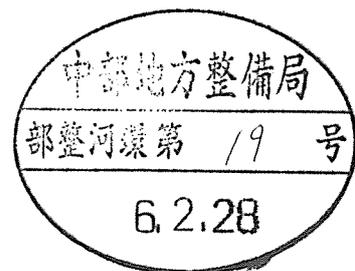
令和 6年 2月26日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

萩原町川西北部土地改良区 理事長 熊崎治之

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号、中ダ第38号の照会については、別紙のとおり
回答します。



令和 6年 2月26日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

萩原町川西北部土地改良区 理事長 熊崎治之

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号、中夕第38号の照会については、別紙のとおり
回答します。



令和6年2月13日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿

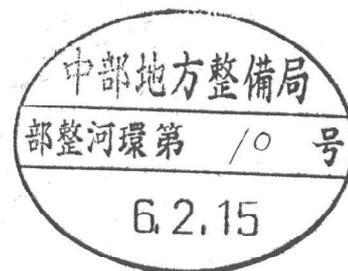
金山町東沓部土地改良区

理事長 加藤 松 孝



木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号、中ダ第38号の照会について、別紙のとおり
回答します。



令和6年2月13日

独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

金山町東沓部土地改良区

理事長 加藤 松 孝



木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号、中ダ第38号の照会について、別紙のとおり
回答します。



(別添2：意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

1 団体名	金山町東沓部土地改良区 理事長 加藤 松孝
2 担当者名	庶務係 [REDACTED]
3 連絡先（電話）	[REDACTED]
4 ご意見	<p>東沓部土地改良区域の耕作に係る水利は、馬瀬川より揚水ポンプにて吸水し、区域内の水田に用水路を通じ配水しています。</p> <p>この用水は営農に必要となる最低限の水量であるため余剰水利はなく、現在検討されている既得水利の合理化・転用を行うことは困難と考えます。</p>

関再発 第 59 号

2024年 2月 21日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

関西電力株式会社

執行役社長 森 望



木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

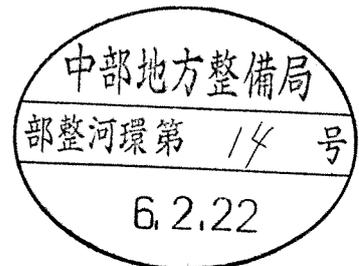
平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、令和6年2月2日付 国部整河環第34号 中ダ第38号「木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持 (異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)」につきまして、添付のとおり回答します。

【添付】

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持 (異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見

以 上



関再発 第 59 号

2024年 2月 21日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 様
独立行政法人水資源機構 中部支社長 様

関西電力株式会社
執行役社長 森 望



木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、令和6年2月2日付 国部整河環第34号 中ダ第38号「木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持 (異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (照会)」につきまして、添付のとおり回答します。

【添付】

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持 (異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見

以 上



木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対する意見

① 団体名	関西電力株式会社
② 担当者名	再生可能エネルギー事業本部 運営グループ ■■■■■
③ 連絡先（電話）	■■■■■
④ 意見	<p>1. 「ダム再開発（かさ上げ）」について （利水対策案②、流水対策案②）</p> <p>【回答】</p> <p>第6次エネルギー基本計画において、水力発電は安定供給性や長期間活用が可能であることから、引き続き重要な電源として位置付けられています。</p> <p>さらには、2050年カーボンニュートラル達成と、2030年温室効果ガス46%削減の達成が求められている中、新規開発、既存設備のリプレイスによる効率化、未利用ポテンシャルの活用等により発電電力量の増大を図ることが重要であることが、資源エネルギー庁が掲げる水カビジョンにも記載されています。</p> <p>弊社発電専用利水ダムのかさ上げによる代替案は、社会的影響（水没地・関係河川使用者等）が考えられますが、本回答では発電事業者として、発電への影響の観点からの意見を回答いたします。かさ上げによる代替案は、発電設備ならびに発生電力（当該ダムの上流に位置する発電所の減電含む）などへの影響が懸念され、さらに、弊社発電専用利水ダムに発電以外の利水容量を付加されることによるダムの管理・運用等においても様々な問題が考えられることから、容易に容認できるものではないと考えます。</p> <p>2. 「他用途ダム容量の買い上げ」について （利水対策案③、流水対策案③）</p> <p>【回答】</p> <p>第6次エネルギー基本計画において、水力発電は安定供給性や長期間活用が可能であることから、引き続き重要な電源として位置付けられています。</p> <p>さらには、2050年カーボンニュートラル達成と、2030年温室効果ガス46%削減の達成が求められている中、新規開発、既存設備のリプレイスによる効率化、未利用ポテンシャルの活用等により発電電力量の増大を図ることが重要であることが、資源エネルギー庁が掲げる水カビジョンにも記載されています。</p> <p>発電容量の都市用水等への振替は、既設発電所の減電が生じるため、減電補償コスト、エネルギー政策の観点から検討していく必要があり、容易に容認できるものではないと考えます。</p>

再水発第36号
2024年2月29日

国土交通省 中部地方整備局
河川部長 高橋 伸輔 殿

独立行政法人 水資源機構
中部支社長 桑原 耕一 殿

中部電力株式会社
代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

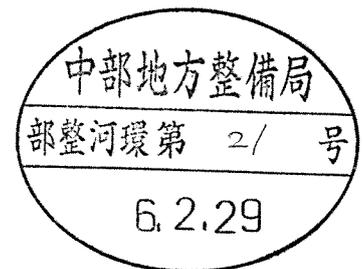
平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年2月2日付け国部整河環第34号及び中ダ第38号「木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)対策案に対する意見聴取について」につきまして、添付のとおりご回答いたします。

【添付】

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)対策案に対するご意見

以上



再水発第36号
2024年2月29日

国土交通省 中部地方整備局
河川部長 高橋 伸輔 殿

独立行政法人 水資源機構
中部支社長 桑原 耕一 殿

中部電力株式会社
代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

平素は、弊社事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年2月2日付け国部整河環第34号及び中ダ第38号「木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対する意見聴取について」につきまして、添付のとおりご回答いたします。

【添付】

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

以上



木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	中部電力株式会社
② 担当者名	再生可能エネルギーカンパニー 水力事業部 用地・水利グループ ■■■■■
③ 連絡先（電話）	■■■■■
④ ご意見	<p>1. 利水対策案</p> <p>対策案2：ダム再開発</p> <p>弊社ダム（秋神ダム）に係る詳細設計を実施できていない現状においては、発電設備および運用（工事期間中の発電制約を含める）に与える影響は不明確であります。また、かさ上げによる水没地の拡大等の環境面を含めた影響、施設運用変更に伴う水利や水環境に与える影響等が懸念され、ひいては電力の安定供給に支障をきたすことを懸念しております。</p> <p>したがいまして、現時点では同意いたしかねますが、本対策案を具体化する場合には弊社と事前に十分な調整を実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>対策案3：他用途ダム容量の買い上げ</p> <p>水力発電は、純国産でCO₂を排出しない再生可能エネルギーとして重要な電源であります。さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や、急激な需要変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしています。</p> <p>また、2050年カーボンニュートラル実現に向け、非化石エネルギーである風力・太陽光といった天候に左右される電源普及が進む中、安定的に電力供給可能な水力発電所は重要な電源であり、かつ、電力広域的運営が進む中、2011年に発生した東日本大震災や2018年に発生した北海道胆振東部地震の様な有事の際における供給電源として、水力発電の役割はより一層重要なものとなっております。</p> <p>さらに、代替電源を確保することが困難な状況であることを踏まえると、弊社の木曾川水系の水力発電所の発電電力量の減少、電力需給の調整機能の低下等の影響を及ぼすこととなる発電容量の買い上げには、同意することはできません。</p> <p>2. 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案</p> <p>対策案2：ダム再開発</p> <p>利水対策案2への回答と同じ。</p> <p>対策案3：他用途ダム容量の買い上げ</p> <p>利水対策案3への回答と同じ。</p>

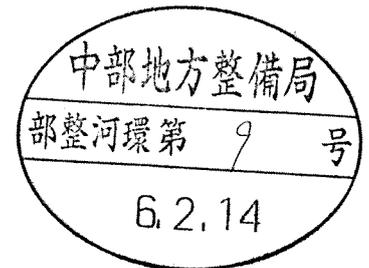
令和 6年 2月 14日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

王子エフテックス株式会社
取締役執行役員 中津工場長 吉川 素直
(工 場 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号、中ダ第38号で照会のありましたことについて、別紙のとおり回答いたします。



令和 6年 2月 14日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

王子エフテックス株式会社
取締役執行役員 中津工場長 吉川 素直
(工 場 印 省 略)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号、中ダ第38号で照会のありましたことについて、別紙のとおり回答いたします。



(別添2：意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	王子エフテックス株式会社 中津工場
② 担当者名	■■■■■
③ 連絡先（電話）	■■■■■
④ ご意見 1) 利水対策案について	⑦既得水利の合理化・転用 現在許可いただいている取水量の減量となった場合は、生産に必要な水量の確保が困難になるため、本対策案は現実的ではありません。

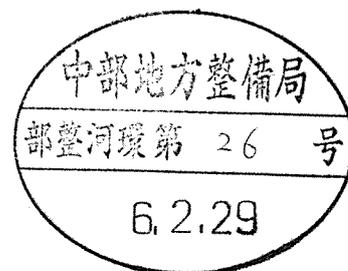
令和6年2月29日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

東洋紡株式会社 犬山工場長
横田 宜久

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号、中ダ第38号で照会のありましたことについて、添付のとおり回答いたします。



令和6年2月29日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 殿
独立行政法人水資源機構 中部支社長 殿

東洋紡株式会社 犬山工場長
横田 宜久

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) 対策案に対する意見聴取について (回答)

令和6年2月2日付け国部整河環第34号、中夕第38号で照会のありましたことについて、添付のとおり回答いたします。



(別添2：意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）対策案に対するご意見

① 団体名	東洋紡株式会社 犬山工場
② 担当者名	■■■■■■■■■■
③ 連絡先（電話）	■■■■■■■■■■
④ ご意見	既得水利には営業活動において必要最低限の水利であり不可欠な水源となっている。したがって合理化・転用案は困難である。